



騒音規制法に基づく騒音の規制区域図 (上石津地域)

凡例				
	第一種区域			
	第二種区域			
	第三種区域			
	第四種区域			
第四種区域	第三種区域	第二種区域	第一種区域	区分の時間の区分
七十デシベル	六十五デシベル	六十デシベル	五十デシベル	午前八時から 午後七時まで
六十五デシベル	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル	午前八時まで 午後七時から 午後十一時まで
六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル	午前六時まで 午後翌日の午後十一時まで

